

ちば人権出前講座事業実施要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は、全ての人自分らしい生き方のできる社会を実現することを目的とし、差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するため、人権をテーマとした研修会や講習会等を開催する団体等への講師派遣について必要な事項を定める。

（派遣の対象）

第2条 講師を派遣する研修会等は、地域、企業、NPO、その他の民間団体等が主催する人権をテーマとした研修会等で、次の各号に掲げる事項に該当するものとする。ただし、国及び地方公共団体が主催するものを除く。

- （1）県民の人権問題に関する知識の普及及び意識の高揚等、県で実施する人権施策の推進に資すると認められるものであること。
- （2）千葉県内で開催されるものであること。
- （3）主として千葉県内に居住する者又は千葉県内に通勤する者を対象として開催されるものであること。
- （4）参加者が概ね30人以上のものであること。
- （5）講師の講演時間が概ね45分を超え120分以内であること。
- （6）政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること。

2 研修会等を主催する者（以下「主催者」という。）が同一である研修会等に対する講師の派遣は、前項の規定にかかわらず、同一年度において原則として1回を限度とする。

（派遣の申請）

第3条 講師の派遣を受けようとする主催者は、原則として当該派遣を受けようとする研修会等を実施する2ヶ月前までに、「ちば人権出前講座講師派遣申請書（様式第1号）」により千葉県健康福祉部健康福祉政策課長（以下「健康福祉政策課長」という。）に申請しなければならない。

（派遣の決定等）

第4条 前条の規定による申請があった場合は、健康福祉政策課長は第2条第1項各号に該当するかどうかを審査し、該当すると認めたときは「ちば人権出前講座講師派遣等通知書」により申請者に通知するものとする。

2 健康福祉政策課長は、前項の規定により講師の派遣を行うことを決定したときは直ちに該当講師に「ちば人権出前講座講師派遣等通知書」により派遣要請を行うものとする。

（結果報告）

第5条 講師の派遣を受けた主催者は、該当派遣を受けた研修会等を実施した日から10日以内に、当該研修会等の実施結果を「ちば人権出前講座実施結果報告書（様式第3号）」により健康福祉政策課長に報告するものとする。

（経費負担）

第6条 知事は、予算の範囲内において、講師に対して謝金を支払うものとする。ただし、派遣された講師が公務員の場合はこの限りではない。

2 前項の規定により知事が負担する経費の支払いに関する事務は、千葉県健康福祉部健康福祉政策課が行う。